相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字川合新田一一九三番地
一、最後の住所長野県長野市大字川合新田一一九三番地　被相続人　亡　北村　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日
長野県須坂市大字幸高二二二番地二　法律事務所ＭＡＩＭＥＮ
相続財産管理人　弁護士　藤原　寛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県駿東郡清水町徳倉四九番地三、最後の住所静岡県駿東郡清水町徳倉四九番地の三　被相続人　亡　宮田　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日
静岡県沼津市御幸町一七番一二号　八木ビル一階　梅田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梅田　欣一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区鷹合二丁目三六番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区中野四丁目一六番一八号ひまわりの家二〇一号　被相続人　亡　山内　治子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日
大阪府大阪市都島区大東町三丁目一三番地、最後の住所大阪府守口市佐太中町六丁目四五番七号　被相続人　亡　西窪　清人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区西天満一丁目二番五号大阪ＪＡビル一三階
相続財産管理人　弁護士　田村　展靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館八階　被相続人　亡　本部　宣清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日
相続財産管理人　弁護士　岩佐　嘉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市東区光津三六四番地、最後の住所岡山市東区光津三六四番地　被相続人　亡　黒住　始禧

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日
事務所岡山市中区高屋二一九番地一四
相続財産管理人　野﨑　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県山県郡北広島町木次七〇四番地、最後の住所広島市西区打越町一七番二七号　被相続人　亡　加藤　康春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日
事務所　広島市中区八丁堀一〇番一四号八丁堀マエダビル三階
相続財産管理人　弁護士　松岡　幸輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市博多区吉塚七丁目二〇六番地、最後の住所福岡県大野城市白木原五丁目三番三一号平和荘一号　被相続人　亡　野田　秋義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日
福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一号舞鶴栄光ビル三階
相続財産管理人　司法書士　森　浩一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県東臼杵郡門川町加草五丁目三二番地、最後の住所和歌山県橋本市東家九〇五番地　被相続人　亡　本部　宣清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月二十五日
宮崎県延岡市本小路九六番地一
相続財産管理人　弁護士　松岡　優子

無縁墳墓等改葬公告

当院では、墓地等整理計画に基づき、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地等使用者及び死亡者の縁故者は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期限までにお申し出のない墓地等は改葬し、ご遺骨は当院合葬墓に納めますのでご了承ください。

平成二十八年五月二十五日
一　墳墓等所在地　東京都港区南麻布一丁目六番三一号
一　墳墓等の名称　憶念山稱名寺
一　死亡者の本籍及び氏名（墓地区画番号）　本籍全て不詳　安田勝丸（Ａ―二九）、林家先祖代々・天保院釋浄愛・風燈院釋光弓（Ａ―三一）、田中一男・雅子（Ａ―八六）、中原恒・中原菊（Ａ―九〇）、西田吉成・西田貞子・ふみ（Ｂ―七六）、埋葬者不明（Ｂ―八五）、森芳一（Ｂ―九〇）、須和田家先祖代々（Ｃ―一六）、入江家先祖代々（Ｃ―一七）、紙谷外吉・紙谷りき（Ｃ―一八）、三宅音次郎・三宅せん（Ｃ―四四）、奥村正典（Ｃ―四七）、水野家先祖代々（Ｃ―六四）、奈須野才二郎・奈須野アサノ・奈須野次郎・奈須野耕（Ｃ―七五）、菅原勧次郎・菅原みつ・菅原文子・菅原次郎・菅原シナ（Ｄ―二〇）、林治助（Ｄ―二八）、青山家先祖代々・妙貞信女・眞浄信女・真網信士・青山栄男（Ｄ―四八）
一　改葬を行おうとする者　東京都港区南麻布一丁目六番三一号　宗教法人浄土真宗本願寺派憶念山稱名寺　管理者　石川　良澄

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年五月二十五日
一　墳墓等所在地　京都府京都市左京区新麩屋町通三条上る超勝寺門前町八〇番地
一　墳墓等の名称　心光寺境内墓地
一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一　改葬を行おうとする者　京都府京都市左京区新麩屋町通三条上る超勝寺門前町八〇番地　宗教法人心光寺　代表役員　太田　宏之

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十八年五月十日厚生労働大臣の認可により解散しましたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月二十五日
東京都品川区西五反田二丁目一二番一九号
全日本シティホテル厚生年金基金
代表清算人　木下　照雄

第50期決算公告

平成28年5月25日
山形県西村山郡河北町谷地字鉾江96番地
モガミフーズ株式会社
代表取締役　赤川　慶三

貸借対照表の要旨

（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	676,825
	固定資産	999,612
	合計	1,676,437
負債及び純資産の部	流動負債	937,267
	固定負債	20,979
	株主資本	718,191
	資本金	98,000
	利益剰余金	620,191
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	595,691
	（うち当期純利益）	(60,493)
	合計	1,676,437